

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿に異議の申出がなかったこと及び選挙すべき委員の数等【建築都市局折尾総合整備事務所整備課】 3
- 特定調達契約の相手方の決定【技術監理局契約部契約課】 4

北九州市告示第 3 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 7 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

石田グリーンタウン町内会

2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	平野二三美	北九州市小倉南区横代北町五丁目 2 番 1 8 号
平成 2 4 年 4 月 1 日	変更後	浦部隆義	北九州市小倉南区横代北町五丁目 5 番 2 5 号
令和 3 年 4 月 2 5 日	変更後	木戸智積	北九州市小倉南区横代北町五丁目 1 2 番 1 9 号

北九州市公告第508号

令和4年8月20日に実施する北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿について、異議の申出がなかったため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定により公告する。

また、同条第4項に規定する選挙すべき委員の数及び北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程（平成18年北九州市条例第50号）第11条第2項に規定する予備委員の数を次のとおり定めたため、同令第22条第4項の規定により、併せて公告する。

令和4年7月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1人
- 3 宅地の所有者が選挙すべき予備委員の数 3人
- 4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数 1人

北九州市公告第509号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年7月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 物品等の名称及び数量

ペットボトル収集用指定袋 131万枚

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市技術監理局契約部契約課

北九州市小倉北区城内1番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年7月14日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社テライ

大阪市東淀川区上新庄一丁目2番7号

5 契約金額

1,242万5,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当するため